

# 『北島町脱炭素化設備取扱事業者登録制度』募集要領

## 1 目的

北島町は、令和3年10月1日に2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロにする「北島町ゼロカーボンシティ宣言」を表明しており、その実現に向けて、公共（事務事業）、産業、運輸、民生等のあらゆる分野で地域の強みを活かして脱炭素化に取り組んでいます。特に地域における再生可能エネルギーの導入拡大は必須であり、町民、町内事業者の脱炭素につながる設備導入を促進することは重要課題となっています。

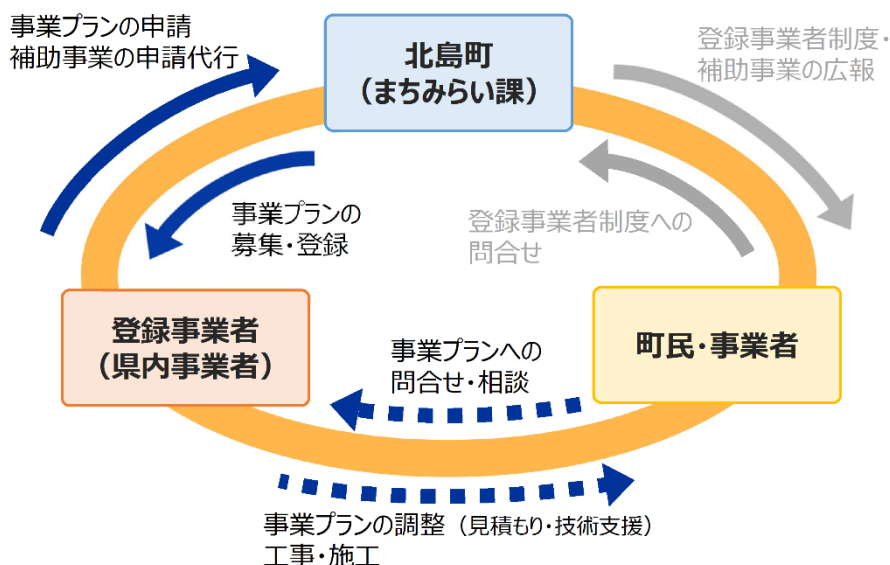
そこで、本制度では太陽光発電、高効率省エネ機器（空調、給湯、照明）、電気自動車（EV、PHV）等を取り扱う事業者を募集し、その事業者の事業プランを周知することにより、町民および町内事業者の設備導入の更なる普及を図ることを目的とします。

## 2 事業の概要

本事業は太陽光発電、高効率省エネ機器（空調、給湯、照明）、電気自動車等（購入、リース、PPA等）を取り扱う県内事業者を募集し、応募いただいた事業者と事業プランをホームページ等において広く情報発信します。

なお、本制度は環境省の補助事業である地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用した事業と併せて実施するものであり、事業期間は令和6年度から令和11年度とします。

### 【事業体制イメージ】



※契約は登録事業者と設備導入する者で直接行っていただき、個々の契約に町は関与しません。また、町は設備等の設置に関して保証等いかなる責任を負うものではありません。

### 3 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は以下のとおりです。

(1) 住宅

個人が自ら居住する住宅（住宅として使用される予定であるものを含み、店舗等を併用する家屋を除く。）をいう。

(2) 事業所

サービスの生産や提供が、人及び設備を有して、継続的に行われている工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、学校、病院、役所などをいう。

(3) 脱炭素化設備

太陽光発電設備（ソーラーカーポート含む。）及び蓄電池、高効率空調機器、高効率給湯機器、高効率照明機器、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、充放電設備をいう。

(4) P P A

住宅、事業所（以下「住宅等」という。）に太陽光発電設備を事業者（発電事業者）の費用により設置し、当該太陽光発電設備から発電された電気を当該住宅等所有者に料金単価と期間を定めて販売するものをいう。

(5) リース

住宅等所有者が希望する脱炭素化設備を事業者が代わりに購入し、住宅等所有者はこれを使用し、対価としてリース料金を支払いするものをいう。事業者はその代金を設備の販売会社に支払い、住宅等所有者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（リース料金）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されている。

(6) 財産処分制限期間

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数をいう。

### 4 募集する事業プラン

次の（1）から（4）までの要件を全て満たす脱炭素化設備を設置する事業プランを募集します。

(1) 脱炭素化設備又は当該設備の取付工事が原因で生じた身体の障がい又は財物の損壊に起因する賠償責任補償が付加されていること。

(2) 見積料、現地調査、技術的な問合せ対応は無料とすること。

(3) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の交付要件を満たしていること。（別紙1参照）なお、P P A、リース事業において契約期間が財産処分制限期間（表2 財産処分制限期間）より短い場合、契約期間終了後も法定耐用年数まで、継続して設備の稼働が見込まれること。

(4) 事業プランは表のいずれかに当てはまること。

なお、電気自動車（E V、P H V）は別紙2、充放電設備（V 2 H）は別紙3の銘柄に限る。

表1 事業プラン一覧

事業プラン	内容
太陽光発電 (個人、事業者)	住宅・事業所に太陽光発電設備を導入 (販売、リース、PPA等)
太陽光発電 (ソーラーカーポート) (事業者)	事業所にソーラーカーポート型太陽光発電設備を導入 (販売、リース、PPA等)
太陽光発電+蓄電池 (個人、事業者)	住宅・事業所に太陽光発電設備と蓄電池を同時に導入 (販売、リース、PPA等)
高効率空調設備 (事業者)	事業所に高効率空調設備を導入 (販売、リース等)
高効率給湯機器 (個人、事業者)	住宅・事業所に高効率給湯器を導入 (販売、リース等)
高効率照明機器 (事業者)	事業所に高効率照明機器を導入 (販売、リース等)
電気自動車 (EV、PHV) (個人、事業者)	住宅・事業所に電気自動車を導入 (販売、リース等)
電気自動車 (EV、PHV) +充放電設備 (V2H) (個人、事業者)	住宅・事業所に電気自動車と充放電設備を同時に導入 (販売、リース等)

( ) 内の事業形態について、記載以外でも対応可能なものは、ご提案願います。

表2 財産処分制限期間

対象設備	財産処分 制限期間	根拠
太陽光発電設備	17年	電気業用設備-その他設備-主として金属製のもの
蓄電池、 充放電設備 (V2H)	6年	建物附属設備-電気設備 (照明設備含む。)-蓄電池電源設備
空調設備	13年	建物附属設備-冷房、暖房、通風又はボイラー設備- 冷暖房設備 (冷凍機の出力が22キロワット以下のもの)
空調設備	15年	建物附属設備-冷房、暖房、通風又はボイラー設備- その他のもの
LED照明機器	15年	建物附属設備-電気設備 (照明設備含む。)-その他のもの
電気自動車等 (軽自動車)	4年	車両及び運搬具-自動車-小型車 (総排気量0.66リットル以下)
電気自動車等 (乗用車)	6年	車両及び運搬具-自動車-その他のもの

## 5 事業者の要件

登録制度に応募することができる事業者は、次の要件を全て満たす法人とします。なお、施工を別事業者が実施する場合、施工事業者は県内事業者に限ることとします。

- (1) 県内に現に事業所（事務所）を有して事業を行っていること。この事業所（事務所）は、支店登記の有無にかかわらず、事務を反復継続して実施し、かつ、契約締結権者を有していること。
- (2) 登録プランで採用する脱炭素化設備の取引実績又は施工実績があること。
- (3) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (5) 次の申立てが行われていないこと。

ア. 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て

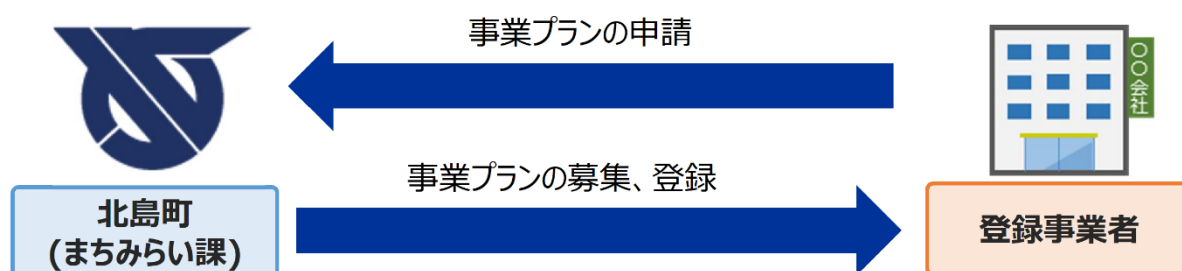
イ. 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て

ウ. 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て

- (6) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (7) 事業プランを的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること（債務超過の状態にある者でないこと）。
- (8) 県税を滞納していないこと。（町内事業者の場合、県税及び町税を滞納していないこと）
- (9) 町が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (10) 事業プランの脱炭素化設備を確保し、滞りなく供給できること。
- (11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者でないこと。

## 6 登録申請方法

【登録の流れ】



- (1) 申請書類

申請者の事業プランに応じて、次の書類を提出してください。

様式はホームページ (<https://www.town.kitajima.lg.jp/docs/4049752.html>) に掲載しております。

ア. 様式 1 (北島町脱炭素化設備取扱事業者登録制度申請書)

イ. 様式 2 (事業のプラン内容)

ウ. 様式 3 (設備一覧)

エ. 様式 4 (役員等氏名一覧表)

オ. 様式 5 (北島町脱炭素化設備取扱事業者登録制度に係る誓約書)

カ. 添付書類

(ア) 申請者の商業登記簿謄本 (発行日から 3 か月以内のもの)

(イ) 申請者の直近の会計年度の財務諸表 (貸借対照表、損益計算書)

(ウ) 申請者の収支見込等 (本事業に関する収支見込等) (任意様式)

なお、単年度又は複数年度において事業収支が成り立つ計画であること

(エ) 申請者の県税の納税証明書 (未納税額がないことを記載したもので、発行日から、3 か月以内のもの)

なお、申請者が町内事業者の場合、町税の納税証明書も併せて提出すること

(オ) 申請した事業プランの内容が分かるもの (チラシなど)

(カ) 使用する脱炭素化設備が掲載された製品カタログ

(キ) その他町が提出を求めた書類

(2) 申請受付期間

随時受け付けています。

(3) 申請方法

持参、郵送又は電子メールによりご提出ください。

ア. 持参又は郵送の場合

フラットファイルに申請書類を綴り、1 部を提出先住所に持参又は郵送してください。

イ. 電子メールの場合

申請書類の内容の電子データを提出先メールアドレスに提出してください。その際、メールの件名 (題名) を「北島町脱炭素化設備取扱事業者登録制度申請書」としてご提出ください。なお、原本の提出が必要な申請書類 (商業登記簿謄本及び納税証明書) は、以下提出先住所に持参又は郵送 (特定記録郵便又は簡易書留) してください。

※各資料のファイル名は、それぞれ申請書類のうち、どの資料か分かるファイル名としてご提出ください。

(5) 申請書類の提出先

北島町役場 まちみらい課

住所：〒771-0285 徳島県板野郡北島町中村字上地 23-1

電話：088-698-9806 FAX：088-698-3642

メールアドレス：machimirai@kitajima.i-tokushima.jp

(土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

#### (6) 提出後の申請書類の取扱い

- ア. 申請書類の返却には応じられません。
- イ. 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。
- ウ. 申請書類は、確認及び登録後の事業運営に使用します。
- エ. 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負います。

### 7 事業プランの登録

町は、申請書類の書類確認を行い、本要領で示している要件を全て充足している事業プランを順次登録し、申請者に文書でその旨を通知します。

### 8 事業プランの公表

町は、ホームページ等において、登録した事業プラン（以下「登録事業プラン」という。）の事業者名や内容等を情報発信します。

なお、申請から公表までは1か月ほど時間を要します。

### 9 事業プランの登録を受けた事業者の責務

#### (1) 業務

事業プランの登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録事業プランの見積依頼を受けた後は、原則として次の業務を行うこととします。

なお、ア～ウについては、無料で行ってください。

#### ア. 仮見積書（参考見積書）の提示

利用希望者が現地調査を希望せず、簡易な見積書の提示を希望する場合、仮見積書を提示してください。

#### イ. 現地調査及び現地調査に基づく見積書の提示

利用希望者と調整の上、現地調査を行い、現地調査に基づく見積書を利用希望者に提示してください。

#### ウ. 技術的な問合せへの対応

利用希望者からの事業プラン、設備導入に関する技術的な問合せについて、回答してください。

また、利用希望者が「北島町重点対策加速化事業補助金」の活用を希望する際、申請書作成の補助、申請代行をしてください。

#### エ. 契約締結及び工事施工等

利用希望者と脱炭素化設備の設置・導入に係る契約締結に至った場合には、速やかに設置工事等を行い、契約内容に基づいた対応を行ってください。

なお、脱炭素化設備を設置・導入するために屋根の塗装、修繕、葺き替えなどが必要となり、費用負担が発生する場合や登録事業プランと異なる仕様の脱炭素化設備を設置・導入する場合は、必ず事前に利用希望者と協議し、合意の上で契約を締結してください。

### (2) 遵守事項

#### ア. 定期報告

登録事業者は、毎年度、3月末日時点の町内における登録事業プランの成約状況等について、翌月末日までに様式6（北島町脱炭素化設備取扱事業者登録制度に係る対応状況報告書）により町へ報告してください。

また、登録要件の充足状況等の確認のため、町が確認を求めた場合には協力してください。

#### イ. 苦情、トラブル等

登録事業者は、住宅等所有者からの登録事業プランに対する問い合わせに誠実に対応してください。また、登録事業プランに関する苦情やトラブルに対しても、誠実に対応するとともに、改善に努めてください。

なお、町内での現地調査や脱炭素化設備の設置工事の施工等において、事故等が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、町に報告してください。

#### ウ. 普及への協力

登録事業者は、町内における普及啓発を行うため、町と連携した取組に協力してください。

#### エ. 個人情報の管理

登録事業者は、問い合わせや現地調査等により取得した個人情報について、関係法令を遵守し、適切に管理してください。

## 10 登録の変更、抹消、削除

### (1) 登録の変更

登録事業者が登録事業プランの内容を変更する場合は、様式7（北島町脱炭素化設備取扱事業者登録制度に係る変更承認申請書）により申請してください。ただし、定期報告時に登録事業プランが変更となる場合は、定期報告をもって変更申請があったものとします。

## (2) 登録の抹消

登録事業者が登録事業プランの登録を抹消する場合は、様式8（北島町脱炭素化設備取扱事業者登録制度に係る登録抹消申請書）により申請してください。

## (3) 登録の削除

町は、登録事業プランの内容に虚偽、重大な誤りがあると認められる場合又は登録事業者が要件を満たさなくなった場合は登録を削除します。

また、上記「9 事業プランの登録を受けた事業者の責務」への対応が適切でないと認められる場合にも登録を削除します。（登録事業者等に対する町民からの苦情やトラブルへの対応等が適切でなかったと認められる場合に町が改善を求めたものの、その改善が認められず、かつ同様の不満や苦情が継続して寄せられる場合など。）

## 11 事業制度の見直し

町は、本事業の運用状況を勘案し、必要に応じて募集要領、登録要件等事業制度の見直しを行います。

なお、見直しを実施する場合には一定の猶予期間を設けます。

## 12 免責

町は、登録事業者が行う取引や契約等に関与せず、登録事業者と町民および町内事業者との間で生じたトラブルや損害、事業制度の見直しによる不利益の発生等について、いかなる責任も負わないものとします。

## 13 問合せ先

北島町役場 まちみらい課

住所：〒771-0285 徳島県板野郡北島町中村字上地 23-1

電話：088-698-9806 FAX：088-698-3642

メールアドレス：machimirai@kitajima.i-tokushima.jp

（土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。